

政府デジタル人材のスキル認定の基準

平成 30 年 1 月 31 日
サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・
各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定
平成 30 年 3 月 30 日一部改定
平成 31 年 4 月 3 日一部改定
令和 2 年 4 月 17 日一部改定
令和 3 年 3 月 30 日一部改定
令和 3 年 9 月 30 日一部改定
令和 4 年 5 月 27 日一部改定
令和 5 年 6 月 2 日一部改定
令和 6 年 3 月 29 日一部改定
令和 7 年 3 月 31 日一部改定
令和 8 年 3 月●日一部改定

1 はじめに

「政府デジタル人材のスキル認定の基本的な考え方」（平成 29 年 9 月 5 日サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定）に基づき、政府デジタル人材のスキル認定を行うための全府省庁共通の基準を次のように決定する。

2 スキル認定の区分

政府デジタル人材のスキル認定は、政府デジタル人材として職務を遂行するために必要となる IT・セキュリティに係る知識及び一定の業務経験を有する者に対し行うものとし、認定に係る役職段階等に応じ、「係員スキル認定」、「係長スキル認定」、「課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定」、「課長補佐（サイバーセキュリティ担当）スキル認定」及び「課室長スキル認定」に区分するものとする。

3 スキル認定の基準

スキル認定は、以下の（1）、（2）及び（3）の要件を満たした者に対して行うことができるものとする（※1）。また、当該スキル認定の有効期間は、認定日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日を起算日として 3 年後の 3 月 31 日までとし、有効期間の更新については、（4）によるものとする。

有効期間内に更新されない場合には、当該スキル認定は失効するものとし、スキル認定が失効した者について、別の役職段階のスキル認定を含めて、新たにスキル

認定を行う場合は、有効期間が満了する日の翌日以降に改めて（３）の研修を修了し、要件を満たすものとする。

令和７年度までにスキル認定を受けた者のうち（２）の要件を満たしていない者へのスキル認定の有効期間は令和７年度末までとする。これにより、スキル認定が失効した者について、別の役職段階のスキル認定を含めて、新たにスキル認定を行う場合には、（２）の要件を満たすとともに、有効期間が満了する日の翌日以降に改めて（３）の研修を修了し、要件を満たすものとする。

令和７年度末までの経過措置期間中（※２）に（２）の要件を満たした場合の有効期間は、当該要件を満たした日の属する年度の翌年度４月１日を起算日として３年後の３月３１日までとする。令和６年４月１日時点で、既に（２）の要件を満たしている場合は、令和７年４月１日を起算日として３年後の３月３１日までを有効期間とする。

※１ 業務経験を有する場合における各区分に必要な公的資格試験等や研修の一覧については別表のとおり。

※２ 令和５年度以前にスキル認定に要する研修の修了等をしている場合は、公的資格試験等を要件として導入することに伴う経過措置として令和７年度までは公的資格試験等の導入前の要件に基づくスキル認定を行うことができるとされていた。

（１）業務経験

次に掲げるスキル認定の区分に応じ、表１のとおり、以下のア～エに定める業務経験を有すること。なお、業務のイメージを示せば、表２のとおり。

ア 係員スキル認定

行政機関、民間企業等において、情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して２年以上従事した経験

イ 係長スキル認定

係員級又は係長級で、行政機関、民間企業等において、情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して２年以上従事した経験

ウ 課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定及び課長補佐（サイバーセキュリティ担当）スキル認定

係長級又は課長補佐級で、行政機関、民間企業等において、情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して３年以上従事した経験

エ 課室長スキル認定

課長補佐級又は課室長級で、行政機関、民間企業等において、情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して３年以上従事した経験

表1 各役職のスキル認定に求められる業務経験

	係員級	係長級	課長補佐級	課室長級
対象業務	(ア) 情報システムに係る企画等業務 ① サイバーセキュリティの確保 ② 情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案 ③ 上記①又は②と併せて行われる業務の運営の改善及び効率化に関する事項についての企画及び立案に関する業務（デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進、業務改革（BPR）の推進及びデータ利活用の推進を含む。） (イ) 情報システムに係る運用等業務 ○ 情報システムに係る設計、構築、保守及び運用			
必要年数	2年	2年（係員級又は係長級での経験）	3年（係長級又は課長補佐級での経験）	3年（課長補佐級又は課室長級での経験）

表2 業務のイメージ

<p>① ITガバナンス・総括（PMO）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府全体・府省庁内の情報システムの統括・監理 ・DX、デジタル・ガバメント等に関する取組の推進、府省庁内外との調整 ・デジタル人材の確保・育成に向けた広報・研修 <p>② プロジェクト（PJMO）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの整備・運用に関する企画・立案、府省庁内外との調整 ・個別業務の課題解決に向けた情報システムの活用方策の検討、具体化に向けた設計・構築 ・個別の情報システムに関する計画策定、予算要求、調達手続、運用、課題の整理・反映に至る一連のプロジェクトマネジメント <p>③ サイバーセキュリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイバーセキュリティに関する計画、規程の策定等の企画立案、府省庁内外との調整、監査 ・サイバー攻撃等によるセキュリティインシデント発生時の対処 ・脆弱性対策や職員に対する教育・訓練、普及啓発 <p>④ DX・BPR・データ利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスデザインの実践やBPRの徹底による効率化・行政サービス改革のための企画・立案 ・データの分析や結果の政策の企画・立案への活用 <p style="text-align: right;">等</p>

(2) 公的資格試験等の合格又は修了

それぞれのスキル認定の区分に応じ、次に定める a 又は b の公的資格試験等に合格又は修了していること。なお、上位役職の a の公的資格試験等に合格又は修了している場合は、下位役職の a の公的資格試験等の合格は不要とする。

- ア 係員スキル認定
 - a 基本情報技術者試験又は情報セキュリティマネジメント試験（いずれか1つ以上）
 - b ジェネラリスト検定（G検定）
- イ 係長スキル認定
 - a 応用情報技術者試験
 - b ジェネラリスト検定（G検定）
- ウ 課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定
 - a 情報処理技術者試験の高度試験又は情報処理安全確保支援士試験（いずれか1つ以上）
 - b ジェネラリスト検定（G検定）
- エ 課長補佐（サイバーセキュリティ担当）スキル認定
 - a 実践的サイバー防御演習（CYDER）Bコース（※）
- オ 課室長スキル認定
 - a 情報処理技術者試験の高度試験又は情報処理安全確保支援士試験（いずれか1つ以上）及び実践的サイバー防御演習（CYDER）Bコース（※）
 - b ジェネラリスト検定（G検定）及び実践的サイバー防御演習（CYDER）Bコース（※）

また、上記の公的資格試験等に代えて、当該試験等と同等以上と認められるものとして、別紙2及び別紙3に掲げる各府省庁の独自の研修の修了又は各種資格試験等の合格をもって、要件に充てることのできるものとする。

※ 令和5年度から7年度においては、実践的サイバー防御演習（CYDER）B-2コース。当該コース又は3（3）で示す情報システム統一研修の情報セキュリティ技術コースのいずれかの修了で差し支えない。

(3) 研修の修了

それぞれのスキル認定の区分に応じ、次に定めるA区分からC区分のうち、該当の研修を修了していること。なお、スキル認定に必要な研修の修了は、別紙1に掲げるデジタル庁が実施する情報システム統一研修（ただし、令和6年3月以前にデジタル庁が実施した情報システム統一研修のうち、別紙1に定めるものを含む。以下「統一研修」という。）を基本とし、統一研修と同等以上として認められるものとして別紙2に掲げる各府省庁独自の研修の修了をもって代えることができるものとする。

加えて、(2) bの公的資格試験等を合格又は修了することにより、(2)の要件を満たす場合は、D区分の研修を修了すること。

- ア 係員スキル認定
 - A-1、A-2、D-1、D-2
- イ 係長スキル認定
 - A-1、A-2、D-1、D-2、D-3

ウ 課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定

A-1、A-2、B-1、B-2、D-3、D-4、D-5

エ 課長補佐（サイバーセキュリティ担当）スキル認定

A-1、A-2、B-3（※）、B-4

オ 課室長等スキル認定

A-1、A-2、B-1、B-2、B-3（※）、B-4、C、D-3、D-4、D-5

※ 上記B-3又は3（2）で示す実践的サイバー防御演習（CYDER）Bコース（令和5年度から7年度においては、実践的サイバー防御演習（CYDER）B-2コース）のいずれかの修了で差し支えない。

（4）スキル認定の更新

スキル認定の有効期間内に別紙1「スキル認定の要件等となる統一研修（令和6年4月以降）」で定めるZ区分の研修を修了した場合、当該修了日の属する年度の翌年度4月1日を起算日として、3年後の3月31日に有効期限が更新されるものとする。

スキル認定の要件となる公的資格試験等・情報システム統一研修

		係員		係長		課長補佐 (プロジェクト)		課長補佐 (サイバーセキュリティ)	課室長	
		a	b	a	b	a	b	a	a	b
公的資格試験等	基本情報技術者試験又は情報セキュリティマネジメント試験	●								
	応用情報技術者試験			●						
	情報処理技術者試験のいずれかの高度試験 又は情報処理安全確保支援士試験（法律の規定に基づき経済産業大臣が試験合格者と同等以上の能力を有すると認めた場合を含む）					●			●	
	実践的サイバー防御演習（CYDER）Bコース							● (※)	● (※)	● (※)
	ジェネラリスト検定（G検定）		●		●		●			●
情報システム統一研修	情報システム新任者	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	情報セキュリティ基礎	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	業務の見直しと調達の計画					●	●		●	●
	IT 調達と発注管理					●	●		●	●
	情報セキュリティ技術							● (※)	● (※)	● (※)
	情報セキュリティ運用							●	●	●
	管理職向けのマネジメント研修								●	●
	PowerAutomate 等による業務効率化		●		●					
	業務改革（BPR）研修（詳細編）		●		●					
	データ分析研修				●		●			●
	行政サービス・業務改革のための「サービスデザイン」						●			●
業務フロー見直し研修						●			●	

注 上位役職の a の公的資格試験等に合格又は修了している場合は、下位役職の a の公的資格試験等の合格は不要とする。

※ 課長補佐（サイバーセキュリティ担当）及び課室長のスキル認定に当たっては、総務省・NICT が実施する実践的サイバー防御演習（CYDER）B コース（令和 5 年度から 7 年度においては、実践的サイバー防御演習（CYDER）B-2 コース）又はデジタル庁が実施する情報システム統一研修の情報セキュリティ技術のいずれかの修了を必須とする。

スキル認定の要件等となる統一研修（令和6年4月以降）

区分	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3	B-4	C	Z
8年度	情報システム 新任者	情報セキュ リティ基礎	業務の見直 しと調達 の計画	IT 調達と発 注管理	情報セキュ リティ技術	情報セキュ リティ運用	管理職向け のマネジメ ント研修	更新研修
7年度	情報システム 新任者	情報セキュ リティ基礎	業務の見直 しと調達 の計画	IT 調達と発 注管理	情報セキュ リティ技術	情報セキュ リティ運用	管理職向け のマネジメ ント研修	-
6年度	情報システム 新任者	情報セキュ リティ基礎	業務の見直 しと調達 の計画	IT 調達と発 注管理	情報セキュ リティ技術	情報セキュ リティ運用	管理職向け のマネジメ ント研修	-

注 Z区分の統一研修は、3（4）で定めるスキル認定の更新の要件となる研修。

区分	D-1	D-2	D-3	D-4	D-5
8年度	PowerAutomate 等 による業務効率 化	業務改革 (BPR) 研修 (詳細編)	データ分析研修	行政サービス・ 業務改革のため の「サービスデ ザイン」	業務フロー見直 し研修
7年度	-	-	-	-	-
6年度	-	-	-	-	-

スキル認定の要件となる統一研修（令和6年3月以前）

区分	B (㊸)	D2 -p1	D2 -p2	D1 -s1	D2 -s1
5年度（第2 四半期以降）	情報システム新 任者	業務の見直しと 調達の計画	IT 調達と発注管 理	情報セキュリテ ィ技術	情報セキュリテ ィ運用
5年度（第1 四半期まで） 4年度 3年度 2年度 31年度	情報システム新 任者	業務の見直しと 調達の計画	I T 調達と発注 管理	情報セキュリテ ィ技術	情報セキュリテ ィ運用
30年度 29年度	情報システム新 任者	業務の見直しと 調達の計画	I T 調達と発注 管理	情報セキュリテ ィ技術	情報セキュリテ ィ運用

注 それぞれ以下の各研修を修了したものとみなして差し支えない。

- i) B (㊸) → A-1
- ii) D2-p1 → B-1
- iii) D2-p2 → B-2
- iv) D1-s1 → B-3
- v) D2-s1 → B-4

スキル認定の要件となる各府省庁独自の研修

区分	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3	B-4	公的資格試験等
NISC初任者研修(内閣官房)[令和元年度研修以降]令和7年度春期以前]						○	
NCO初任者研修(内閣官房)[令和7年度夏期研修以降]						○	
各府省庁CSIRT要員に対する情報セキュリティインシデント対処訓練(内閣官房)[令和2年度研修以降令和5年度以前]					○		
内閣官房インシデントハンドリング研修[令和6年度研修以降]					○		
CYMAT研修(内閣官房)[令和2年度研修以降令和5年度以前]					○		
インシデント対処・デジタルフォレンジック基礎(内閣官房)[令和6年度研修以降]					○		
情報セキュリティマネジメント研修(金融庁)[令和元年度研修以前]		○					
情報セキュリティマネジメント研修(金融庁)[令和2年度研修以降令和5年度以前]		○ (係員のみ)					
情報セキュリティマネジメント研修(金融庁)[令和6年度研修以降]		○					
国税庁 アプリケーションエンジニア研修(財務省)[令和4年度研修以降]		○ (係員のみ)					
国税庁 システムアドミニストレータ上級研修(財務省)[令和3年度研修以前]		○					
国税庁 情報セキュリティ研修(財務省)[令和元年度研修以前]		○ (係員のみ)					
国税庁 情報セキュリティ研修(財務省)[令和2年度、3年度研修]		○					
システム整備・運用(PJMO業務)研修(農林水産省)[令和8年度名称変更]	○						
基本情報技術者研修(農林水産省)		○ (係員のみ)					
応用情報技術者研修(農林水産省)		○					
情報セキュリティインシデント机上演習(農林水産省)[3年度研修以降]					○		
総合課程情報ネットワーク・セキュリティ基礎研修(国土交通省)	○	○					
総合課程情報システム調達管理研修(国土交通省)	○		○	○			
システム専門官基礎研修(国土交通省)	○	○			○		○ (応用情報技術者試験との同等性)
ISAD情報セキュリティ特別研修(国土交通省)		○			○		
情報管理研修(I)(国土交通省)		○ (係員のみ)					
セキュリティ・IT人材育成研修(国土交通省)		○				○	
管区情報通信業務ネットワーク技術研修(東京管区气象台)(国土交通省)[2年度研修以前]		○ (係員のみ)					

スキル認定の要件となる各種資格試験等

※いずれの試験等に合格又は修了していることを要件とする（資格等が失効している場合は除く）

名称	スキル認定に当たり同等性を認める各種資格試験等
情報処理技術者試験（基本情報技術者試験） （ITSS レベル 2 相当）	<ul style="list-style-type: none"> • JUSE Certified Software Quality Engineer（JCSQE）初級 • IT 検証技術者レベル 2、テスタークラス • Japan Software Testing Qualifications Board（JSTQB）-Foundation • Certified in Cybersecurity（CC） • CompTIA Server+ • CompTIA Linux+ • CompTIA Security+ • Certified Cybersecurity Technician（CCT） • SecuriST 認定ネットワーク脆弱性診断士 • SecuriST 認定 Web アプリケーション脆弱性診断士 • SecuriST 認定セキュア Web アプリケーション設計士 • 情報システム監査専門内部監査士
情報処理技術者試験（応用情報技術者試験） （ITSS レベル 3 相当）	<ul style="list-style-type: none"> • IT 検証技術者レベル 3 • Systems Security Certified Practitioner（SSCP） • CompTIA Cloud+ • CompTIA Project+ • CompTIA CySA+ • CompTIA PenTest+ • Certified Soc Analyst（CSA） • Certified Network Defender（CND） • Certified Associate in Project Management（CAPM）
情報処理技術者試験（高度試験） 又は情報処理安全確保支援士試験 （※法律の規定に基づき経済産業大臣が試験合格者と同等以上の能力を有すると認めた場合を含む） （ITSS レベル 4 相当）	<ul style="list-style-type: none"> • JUSE Certified Software Quality Engineer（JCSQE）中級 • IT 検証技術者レベル 4、デザイナークラス • 技術士（情報工学部門） • Certified Business Analysis Professional（CBAP） • UML based Modeling Technologies Promotion（UMTP）L4 • Cisco Certified Internetwork Expert（CCIE） • VMware Certified Design Expert（VCDX） • Citrix Certified Expert - Virtualization（CCE-V） • Cisco Certified Design Expert（CCDE） • Certified Information Systems Security Professional（CISSP） • Certified Information Systems Auditor（CISA） • Certified Cloud Security Professional（CCSP） • 公認情報セキュリティマネージャー：Certified Information Security Manager（CISM）

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">• 公認情報システムリスク管理者 : Certified in Risk and Information Systems Control (CRISC)• CompTIA Advanced Security Practitioner (CASP+)• GIAC Security Essentials (GSEC)• GIAC Certified Incident Handler (GCIH)• GIAC Certified Project Manager (GCPM)• GIAC Security Leadership (GSLC)• Certified Ethical Hacker (CEH)• Certified Hacking Forensic Investigator (CHFI)• Certified Penetration Testing Professional (CPENT)• Project Management Professional (PMP)• デジタル・フォレンジック実務者資格認定試験 (CDFP-P) |
|--|--|